

1 目的

このマニュアルは、都市公園に設置又は管理する防犯カメラの適正な管理及び運用について必要な事項を定めることにより、市民及び公園利用者等の安全確保、犯罪発生を抑止及びプライバシーその他個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 定義

このマニュアルにおいて、次に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「防犯カメラ等」とは、犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- (2)「個人情報画像」とは、防犯カメラ等により記録された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3)「実施機関」とは、当市都市公園管理担当課、当市都市公園指定管理者のうち、防犯カメラ等を設置し、又は管理するものをいう。

3 個人情報の保護

防犯カメラ等の設置及び運用に当たっては、個人情報に係る市民の権利利益を侵害することがないよう、掛川市個人情報保護条例（平成 17 年掛川市条例第 16 号。以下「条例」という。）に基づき適切な措置を講じるものとする。

4 実施機関の責務

- (1) 実施機関は、市民及び公園利用者等がその容貌及び姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ等の設置及び運用に関し、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者は、防犯カメラ等の画像から知り得た市民及び公園利用者等の情報などをみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 委託に伴う措置

実施機関は、防犯カメラ等の設置又は管理を委託（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）するに当たっては、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

6 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の適正な取得及び安全管理を図るため、撮影対象施設（区域等）ごとに、防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、当該防犯カメラ等の管理を担当する所属の長、又はこれに相当する職にある者をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の漏洩、滅失又は棄損の防止その他の画像の安全管理のために、必要な措置を講じるものとする。

7 防犯カメラ等の設置

- (1) 実施機関は、防犯カメラ等の設置に当たっては、犯罪発生を抑止効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図り、撮影区域を適切な範囲とするよう設置するものとする。
- (2) 防犯カメラの撮影区域の内外に、防犯カメラを設置している旨並びに当該防犯カメラの管理責任者及び連絡先を表示するものとする。
- (3) 画像表示装置及び録画装置を設置する場合は、施錠等で入出が制限できる室内等において、実施機関又は、管理責任者若しくは、管理責任者が許可を与えた者以外の者が視認できない状態で設置するものとする。

8 防犯カメラ等、画像表示装置及び録画装置の操作者

操作者は、管理責任者、又は管理責任者が許可を与えた者とする。許可された者以外の操作を禁止するものとする。

9 個人情報画像の保存等

- (1) 実施機関は、個人情報画像を保存する場合は、当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存するものとする。
- (2) 実施機関は、防犯カメラ等の設置目的を達成するために必要な場合を除き、個人情報画像を複写してはならないものとする。
- (3) 実施機関の職員等は、管理責任者の許可なく、個人情報画像を記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）を画像表示装置又は記録装置の設置場所以外に持ち出してはならないものとする。
- (4) 実施機関の個人情報画像の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏洩、滅失又は棄損の防止その他の画像の安全管理を徹底するためには、極力短期間の保存とすることが望ましいことにかんがみ、原則として1ヶ月以内の期間とするものとする。ただし、これによりがたい事情がある場合は、当該防犯カメラ等の設置目的に応じ、管理責任者が保存期間を別に定めるものとする。
- (5) 実施機関は、保存期間を経過した個人情報画像については、漏洩防止のため、これを確実かつ速やかに消去するものとする。
- (6) 実施機関は、記録媒体の廃棄に当たっては、漏洩防止のため、次の措置を講じるものとする。
 - ア) ビデオテープ等の記録媒体は、破砕、裁断等の処分をおこなう。
 - イ) ハードディスク等の記録媒体は、破砕等の処分をおこなう。

10 画像の閲覧等

管理責任者及び管理責任者が許可を与えた者は、防犯カメラの設置目的以外に画像を閲覧し、複製し、又は、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはその限りではない。

- (1) 法令等の規定に基づき文書により提供を求められた場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書により要請を受けた場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護その他公共の利益のため必要と認められる場合

11 苦情の処理

実施機関は、実施機関における防犯カメラ等による特定の個人を識別できる画像の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

このマニュアルは令和6年2月1日から運用する。